

氏名の振り仮名法制化に伴う品川区の対応について

1 制度概要

(1) 概要

これまで戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていなかったが、令和7年5月26日に改正法が施行されることにより、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることになった。

(2) 実施方法

①対象者: 日本国籍を有する方

②実施方法: 全国の本籍地市区町村長から国民宛に仮の振り仮名を通知し、誤っている場合には国民が正しい振り仮名を届け出る。

③届出期間: 令和7年5月26日から令和8年5月25日まで

2 区の対応

(1) 区民等への周知

①広報しながわ(5月11日号・6月21日号)

②区ホームページ(よくある質問・AIチャットボット)

(2) 仮の振り仮名の通知

①対象者: 品川区に本籍を有する方(約38万人)

(品川区に本籍がない方はそれぞれの本籍地市区町村から通知が送付される。)

②通知方法: ハガキを発送。同一戸籍で同一住所の方は4名まで同じハガキとする。

③発送時期: 令和7年6月下旬頃

(3) 特設会場・コールセンターの開設

①場 所: 中小企業センター大講習室

②対応業務: 届出・相談窓口、コールセンター、マイナポータルサポート窓口

③開設期間: 令和7年5月26日から1年間(予定)

(4) 混雑緩和策

①仮の振り仮名に変更がない場合は届出する必要がないことを周知

②既に転出届で導入しているマイナポータルによる「行かない窓口」を推進

③「書かない窓口」(署名・連絡先は記入)を導入し、利用者の待ち時間を短縮

④AIチャットボットを活用し、ホームページ上で24時間365日様々な問い合わせに自動回答

(5) その他

戸籍システムへの入力にRPAを導入。手入力と比較し作業時間を90%以上削減の見込み。